新興感染症等発生時における感染症患者の移送協力に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と、別紙に記載する医療機関（以下「乙」という。）の代理人である一般社団法人大阪府病院協会（以下「丙」という。）及び一般社団法人大阪府私立病院協会（以下「丁」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲の感染症対策において、甲及び乙が相互に連携及び協力し、移送手段の確保に取り組むことにより、感染症患者の急激な増加にも対応可能な移送体制を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　本協定において「中等症」及び「重症」とは、対象となる感染症の発生時における厚生労働省の通知、診療の手引き等に定める基準に従うものとする。

２　前項に定める基準が示されていない場合又は当該基準により難い場合は、甲が丙及び丁と協議の上、別途示す基準によるものとする。

（移送要請等）

第３条　甲は、感染症の流行拡大に伴い、患者の移送体制を拡大する必要があると認めるときは、乙に対して、移送を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、可能な範囲で業務を実施するものとする。

（移送業務）

第４条　乙が実施する業務は、次の各号のとおりとする。

（１）感染症患者及び感染の疑いのある者のうち、中等症以上に該当する者の大阪府内の医療機関等への移送

（２）移送に使用する車両の確保

（３）移送に必要となる職員や医療物資等の確保

（賠償請求に係る対応）

第５条　前条に定める業務に関連して、移送患者の死亡、負傷、後遺障害その他の損害が発生した場合は、損害補償について、国の財政措置等を勘案し、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ、適切に対応する。

（守秘義務）

第６条　甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく取組の実施にあたり知り得た個人情報その他の非公表情報等の機密情報を、相手方の書面による事前の承諾を得ないで、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

２　前項に定める義務は、本協定終了後も存続するものとする。

（協定期間）

第７条　本協定の期間は、締結日から令和９年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了日の１か月前までに、甲、丙及び丁のいずれからも本協定を更新しない旨の申出がない場合には、本協定の期間はさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（公表の事前協議）

第８条　甲、丙及び丁は、本協定に関する公表を行おうとする場合には、その内容について、あらかじめ相手方と協議し、承諾を得るものとする。

（協定の変更及び解除）
第９条　本協定の内容の変更又は解除は、甲、丙又は丁の申出に基づき、甲、丙及び丁の協議により行うものとする。
２　前条及び前項の規定にかかわらず、甲、丙及び丁は、次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方に対して何らの通知を要せず、本協定の全部又は一部を解除し、その旨を公表することができるものとする。
（１）相手方が反社会的勢力（暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人等を含むが、これらに限られない。）との関係を有し、又は有することとなったとき。
（２）相手方に対し、脅迫的、暴力的又は法的責任を超えた不当な要求を行ったとき。
（３）相手方の信用を著しく失墜させ、又は相手方の業務を妨害する行為があったとき。
３　前項の規定により本協定を解除した者は、当該解除により相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する責任を負わないものとする。

（契約）
第10条　感染症患者の増加等により、甲の業務執行体制の拡充に伴い移送業務等の拡充が必要となった場合には、甲、丙及び丁は協議の上、車両の確保、業務内容、移送対象、業務時間、移送範囲、従事場所その他必要な事項を整理し、別途業務委託契約その他必要な契約を締結するものとする。

（疑義等の決定）
第11条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関し疑義が生じた場合には、甲、丙及び丁が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書正本３通を作成し、甲、丙及び丁が署名又は記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和8年11月11日

甲　大阪府

大阪府知事　吉村　洋文

乙代理人丙

一般社団法人大阪府病院協会

会長　大道　道大

乙代理人丁

一般社団法人大阪府私立病院協会

会長　加納　繁照